

平成 28 年度 新たな小児慢性特定疾病 医療費助成制度における指定医研修のご案内

平成 27 年 1 月より、新たな小児慢性特定疾病医療費助成制度が開始され、医療費助成の申請に必要な医療意見書（診断書）は、県知事等が指定した指定医のみが作成することとなっております。今回、医療意見書（診断書）の作成に必要な指定医研修を開催いたします。

現在、専門医資格がなく、指定医の指定を受けられており、平成 27 年度指定医研修を受講されていない先生方は必ずご参加下さい。今回、研修を受講されない場合、指定医資格が取り消しとなり、取り消された方の氏名等が公表されます。

また、これから指定医の申請を予定されている先生方のご参加もお待ちしています。

開催日：平成 29 年 3 月 19 日（日）13:00～18:00

場所：愛知県医師会館 9 階大講堂（定員 200 名）

名古屋市中区栄 4-14-28

地下鉄：地下鉄名城線・東山線「栄」駅下車 13 番出口（中日ビル前）より南へ徒歩 5 分

講師：名古屋学芸大学ヒューマンケア学部 教授 都築 一夫医師

名古屋市立大学大学院医学研究科 新生児・小児医学分野 助教 伊藤 康彦医師

研修内容：愛知県医師会・愛知県・名古屋市役所のホームページを参照して下さい。

申込：FAX・郵送・愛知県医師会ホームページ上にて事前申し込み

締切：平成 29 年 3 月 3 日（金）までに、下記の申し込み用紙にてお申し込み下さい。

※指定医の要件として、①診断又は治療に 5 年以上従事した経験を有すること、②診断書を作成するのに必要な知識と技能を有すること、③厚生労働大臣が定める学会が認定する専門医資格を有している（対象学会については、裏面参照）又は④県知事等が行う研修を修了したと定められています。

※①、②の要件を満たし、且つ裏面に記載のある学会の専門医資格を有する先生方につきましては、本研修の受講は必要なく、実施主体への申請のみで指定医の指定を受けることが可能です。

※本研修を最後まで受講された先生方にのみ、研修終了後、指定医の指定要件④を証明する「指定医研修修了証」を交付いたします。

※本研修につきましては、難病指定医・協力難病指定医研修とは異なりますので、お間違えにならないようご注意ください。

小児慢性特定疾病指定医研修参加申込書

上記研修に参加を希望の先生につきましては、必要事項をご記入の上、医療安全・難病相談室 FAX（052-243-0320）までお申し込み下さい。受講票は、締め切り後、順次発送いたします。

医療機関名	TEL: FAX:
住所 〒	参加者医籍番号 第 号
参加者氏名	指定医番号

〈問い合わせ、申込先〉 愛知県医師会 医療業務部 医療安全・難病相談室
TEL 052-241-4144 FAX 052-243-0320

厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格

認定機関	専門医の資格
日本内科学会	総合内科専門医
日本小児科学会	小児科専門医
日本皮膚科学会	皮膚科専門医
日本精神神経学会	精神科専門医
日本外科学会	外科専門医
日本整形外科学会	整形外科専門医
日本産科婦人科学会	産婦人科専門医
日本眼科学会	眼科専門医
日本耳鼻咽喉科学会	耳鼻咽喉科専門医
日本泌尿器科学会	泌尿器科専門医
日本脳神経外科学会	脳神経外科専門医
日本医学放射線学会	放射線科専門医
日本麻酔科学会	麻酔科専門医
日本病理学会	病理専門医
日本臨床検査医学会	臨床検査専門医
日本救急医学会	救急科専門医
日本形成外科学会	形成外科専門医
日本リハビリテーション医学会	リハビリテーション科専門医
日本消化器病学会	消化器病専門医
日本循環器学会	循環器専門医
日本呼吸器学会	呼吸器専門医
日本血液学会	血液専門医
日本内分泌学会	内分泌代謝科 (内科・小児科・産婦人科) 専門医
日本糖尿病学会	糖尿病専門医
日本腎臓学会	腎臓専門医
日本肝臓学会	肝臓専門医
日本アレルギー学会	アレルギー専門医
日本感染症学会	感染症専門医
日本老年医学会	老年病専門医
日本神経学会	神経内科専門医
日本消化器外科学会	消化器外科専門医
日本胸部外科学会	呼吸器外科専門医
日本呼吸器外科学会	呼吸器外科専門医
日本胸部外科学会	呼吸器外科専門医
日本心臓血管外科学会	心臓血管外科専門医
日本血管外科学会	心臓血管外科専門医
日本小児外科学会	小児外科専門医
日本リウマチ学会	リウマチ専門医
日本小児循環器学会	小児循環器専門医
日本小児神経学会	小児神経専門医
日本小児血液・がん学会	小児血液・がん専門医
日本周産期・新生児医学会	周産期(新生児)専門医 周産期(母体・胎児)専門医
日本婦人科腫瘍学会	婦人科腫瘍専門医
日本生殖医学会	生殖医療専門医
日本頭頸部外科学会	頭頸部がん専門医
日本放射線腫瘍学会	放射線治療専門医
日本医学放射線学会	放射線治療専門医
日本医学放射線学会	放射線診断専門医
日本手外科学会	手外科専門医

認定機関	専門医の資格
日本脊髄外科学会	脊椎脊髄外科専門医
日本脊椎脊髄病学会	脊椎脊髄外科専門医
日本集中治療医学会	集中治療専門医
日本専門医機構	総合内科専門医
日本専門医機構	小児科専門医
日本専門医機構	皮膚科専門医
日本専門医機構	精神科専門医
日本専門医機構	外科専門医
日本専門医機構	整形外科専門医
日本専門医機構	産婦人科専門医
日本専門医機構	眼科専門医
日本専門医機構	耳鼻咽喉科専門医
日本専門医機構	泌尿器科専門医
日本専門医機構	脳神経外科専門医
日本専門医機構	放射線科専門医
日本専門医機構	麻酔科専門医
日本専門医機構	病理専門医
日本専門医機構	臨床検査専門医
日本専門医機構	救急科専門医
日本専門医機構	形成外科専門医
日本専門医機構	リハビリテーション科専門医
日本専門医機構	消化器病専門医
日本専門医機構	循環器専門医
日本専門医機構	呼吸器専門医
日本専門医機構	血液専門医
日本専門医機構	内分泌代謝科 (内科・小児科・産婦人科) 専門医
日本専門医機構	糖尿病専門医
日本専門医機構	腎臓専門医
日本専門医機構	肝臓専門医
日本専門医機構	アレルギー専門医
日本専門医機構	感染症専門医
日本専門医機構	老年病専門医
日本専門医機構	神経内科専門医
日本専門医機構	消化器外科専門医
日本専門医機構	呼吸器外科専門医
日本専門医機構	心臓血管外科専門医
日本専門医機構	小児外科専門医
日本専門医機構	リウマチ専門医
日本専門医機構	小児循環器専門医
日本専門医機構	小児神経専門医
日本専門医機構	小児血液・がん専門医
日本専門医機構	周産期専門医
日本専門医機構	婦人科腫瘍専門医
日本専門医機構	生殖医療専門医
日本専門医機構	頭頸部がん専門医
日本専門医機構	放射線治療専門医
日本専門医機構	放射線診断専門医
日本専門医機構	手外科専門医
日本専門医機構	脊椎脊髄外科専門医
日本専門医機構	集中治療専門医



小児慢性特定疾病指定医に係る 経過措置期間終了に伴う手続きについて

小児慢性特定疾病医療費助成制度において、経過措置で指定医の指定を受けられている先生方につきましては、平成 29 年 3 月 31 日までに以下の手続き等が必要となりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

なお、平成 29 年 3 月 31 日をもって経過措置は終了となり、経過措置終了までに必要な手続きが行われませんと指定医資格が取り消しとなり、取り消された方の氏名等が公表されますので御注意ください。

1 愛知県以外で開催した指定医研修をすでに受講している場合

以下の書類を申請窓口へ提出してください。

- ・小児慢性特定疾病指定医変更届出書
- ・小児慢性特定疾病指定医指定通知書
- ・他自治体で指定医研修を受講したことがわかる書類（研修修了証等）

2 厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医資格[※]を取得された場合

以下の書類を申請窓口へ提出してください。

- ・小児慢性特定疾病指定医変更届出書
- ・小児慢性特定疾病指定医指定通知書
- ・専門医資格の写し

3 上記 1、2 に該当しない場合

(1) 平成 29 年 4 月 1 日以降も、引き続き指定医の指定を受ける場合

平成 29 年 3 月 31 日までに、以下のいずれかの手続き等が必要となります。

- (ア) 愛知県で平成 29 年 3 月 19 日（日）に開催する指定医研修の受講
- (イ) 他自治体で開催される指定医研修の受講
⇒受講後に、上記 1 の手続きが必要となります。
- (ウ) 厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医資格の取得
⇒取得後に、上記 2 の手続きが必要となります。

(2) 平成 29 年 4 月 1 日以降は、指定医の指定を受けない場合

以下の書類を申請窓口へ提出してください。

- ・辞退届

4 その他

申請に必要な書類は、各自治体のホームページにてダウンロードいただきますようお願いいたします。

(※) 専門医資格については、別紙指定医研修案内の裏面をご覧ください。



【申請・問合せ先】

申請・問い合わせ等は、小児慢性特定疾病指定医指定通知書の交付を受けている自治体へお願いします。

(1) 名古屋市役所

名古屋市子育て支援課（名古屋市中区三の丸 3-1-1）

電話：052-972-2629

HP：<http://www.city.nagoya.jp/kodomoseishonen/page/0000008747.html>

(2) 豊橋市役所

豊橋市こども保健課（豊橋市中野町字中原 100）

電話：0532-39-9157

HP：<http://www.city.toyohashi.lg.jp/16841.htm>

(3) 岡崎市役所

岡崎市健康増進課（岡崎市若宮町 2-1-1）

電話：0564-23-6180

HP：<http://www.city.okazaki.lg.jp/1550/1562/1613/p017808.html>

(4) 豊田市役所

豊田市子ども家庭課（豊田市西町 3-60）

電話：0565-34-6636

HP：<http://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/kenkou/iryuu/1008238/1004156.html>

(5) 上記（1）～（4）以外の愛知県内の市町村の所在地を管轄する県保健所 （愛知県HPをご確認ください）

電話：052-954-6283（愛知県児童家庭課）

HP：<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/jidoukatei/0000085135.html>